

四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務仕様書

1 業務概要

(1)業務名

四條畷市保育業務支援システム構築・保守業務

(2)業務目的

令和元年8月から公立保育所及び認定こども園に導入している保育業務支援システムの契約期間が令和6年7月31日をもって満了となるため、システムの活用による保育業務の効率化、保育士等の負担軽減、保護者の利便性の向上を目的として、令和6年8月から5年間使用するシステムの契約を更改する。

(3)契約期間

ア 保育業務支援システム構築業務

契約締結日の翌日から令和6年7月31日まで

イ 保育業務支援システム稼働

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで(60か月)

(4)支払方法

システム構築業務は、令和6年8月以降の業務完了後に一括払いとする。

システム使用料は、令和6年8月1日から令和11年7月31日まで(60か月)の間、毎年半期ごとの支払を原則とする。

(5)履行場所

四條畷市立忍ヶ丘あおぞらこども園(定員数 198人)

大阪府四條畷市岡山3丁目2番11号(あおぞら棟・しのぶ棟)

四條畷市立岡部保育所(定員数 90人)

大阪府四條畷市砂1丁目8番13号

四條畷市こども未来部こども政策課

大阪府四條畷市中野本町1番1号

(6)業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ① システム提供
- ② システム構築作業
- ③ システム初期設定
- ④ 各種操作マニュアルの作成
- ⑤ 操作研修の実施
- ⑥ システム運用及び保守の実施

- ⑦ その他、本業務に必要なすべての作業

2 システム要件

- ① 保育施設を複数運営する法人又は地方公共団体へ導入・運用した実績があるシステムであること。なお、機能単体システム(例えば午睡チェックシステムのみ等)の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ② 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。保護者向けアプリケーションはプッシュ通知が可能であること。
- ③ サーバーについては、国内のデータセンター内に設置されていること。
- ④ 定期的にバージョンアップ(機能拡張)を図る ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑤ 個人情報 は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ⑥ 本調達範囲業務に関する関係法令等に適合した処理ができること。
- ⑦ ユーザーID及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、管理者、ユーザーなどで権限の設定が可能であること。
- ⑧ 24時間365日サービス提供が可能で、稼働率99%以上を確保していること。ただし、システムメンテナンス等による計画的な停止又は保守によるものを除く。

3 システム環境

(1) ネットワーク

- ① 保育所、認定こども園及びこども政策課で利用する機能は、本市庁内ネットワークから LGWAN を経由して利用できること。LGWAN-ASP サービスとして利用する場合のシステムは、個人情報を保管するデータベースサーバーは LGWAN 公開セグメントまたはゲートウェイセグメント上に構築されており、インターネット回線で利用するシステムのデータベースサーバーと切り分けられていること。
- ② 上記の機能は、20Mbps 程度の通信速度(実測値)で安定して動作すること。
- ③ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネット経由で利用できること。
- ④ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- ⑤ 公立保育所及び認定こども園及びこども政策課で使用する機能と、保護者向けサービスに関する機能は、リアルタイムで連携をすること。
- ⑥ システム接続にあたっての回線整備、ネットワーク機器・無線アクセスポイント端末等の設置・設定業務は、本業務には含まないものとする。
- ⑦ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

(2)機器等

ア)以下の現契約で使用中のタブレット端末を転用する。

場 所	数 量	製 品	仕 様
岡部保育所	4台	iPad	第6世代 2台 第7世代 1台 第8世代 1台
忍ヶ丘 あおぞらこども園	8台 (各棟 4 台)		第6世代 6台 第8世代 2台

イ)運用開始時にLGWAN-ASPサービスの利用を予定しているクライアントの設置台数等は以下のとおり。

	場 所	クライアント数 (最低台数)	児童数 (最低人数)	備考・用途
1	岡部保育所	3台	90名	システム運用
2	忍ヶ丘あおぞらこども園	4台	200名	システム運用
3	こども政策課	5台	—	システム運用・管理

ウ)上記クライアント台数及び児童数は増減する可能性がある。導入後に接続端末数・児童数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。

エ)その他の要因により費用に影響がある場合は、企画提案書の中で示すこと。

オ)本市で別途調達したイ)のクライアントのスペックは、以下のとおりである。

OS	Windows10 pro(64bit)
ブラウザ	Microsoft Edge 又は Google Chrome

(3)プリンタ

システムを運用するプリンタは、本件とは別に本市が調達した既存の業務用複合機又はレーザープリンタを使用する。

(4)ネットワーク

ア)クライアント、プリンタは、LGWAN接続系のネットワークで、同じドメインの環境下にある。

イ)インターネット系接続系とLGWAN接続系のネットワークは分離している。

ウ)インターネットの閲覧は、LGWAN接続系から画面転送プロトコルにより、インターネット接続系の仮想サーバーに接続することで実現している。

(5)その他必要な機器等

- ・前頁に記載のない必要な機器等については、本契約内で提案者が用意すること。また、条件を満たすシステムを本稼働日までに準備しておくこと。
- ・その他必要な機器等があれば、同等の台数を用意すること。

(6)データ連携

既存の子ども・子育て支援システムから出力された児童情報を取り込み、児童台帳を更新することができること。初期設定は提案者が実施すること。

製品名	連携手法	ベンダー
子ども子育て支援システム	CSVファイルの 手動取り込み	株式会社TKC

※出力項目は別途示す。

(7)その他

- ① システムで管理するデータは、CSVデータ等の形式で抽出し、市側への提出が可能であること。
- ② 本システムの運用にあたって本契約内で用意した機器がある場合、5年間の支払いが終了した時点で、システムを継続使用するときには、無償での寄付又は再リースの扱いとすること。
- ③ 契約終了時においては、その後の業務を支障なく継続できるよう必要なデータ等は標準的なフォーマットで、すべて無償で市側に提供すること。

4 機能要件

別紙「機能要件回答書」にて指定する全項目について、令和6年4月1日時点の実装状況を回答すること。また、指定する項目には一致しないが、同様の効果を得られるものを有する場合は詳細な実現方法を記載すること。

5 帳票要件

- ① 指導計画・保育日誌等の帳票は四條畷市の様式をシステム上で再現すること。
なお、「システム上での再現が難しい帳票」や「システム上で再現することにより帳票作成の利便性が低下する可能性が高い帳票」がある場合には、本市と別途協議の上、再現の可否を決定するものとする。
- ② 再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際は、追加の費用なく本市で変更できること。

6 システム導入

(1) 導入支援

- ① 契約後、システム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。
- ② 本市の運用に合わせた本システムの初期設定を実施すること。
- ③ 本市が提供するデータを受注者がシステムに登録すること。その際は個人情報の取扱いに留意すること。
- ④ 導入担当者を設け、園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは、電子データのほか、紙媒体も3部(岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園、こども政策課に1部ずつ)提供すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー等を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、電子データを提供すること。

(3) 操作研修

- ① 両園のシステム利用者に対する操作研修を行うこと。
- ② 研修は提案システムに精通した講師が行うこと。
- ③ システム導入時に、システム管理者向け研修を1回実施すること。また、システム利用者向け研修を実地(両園)で1回実施すること。さらに、導入後にシステム利用者向け研修を実地(両園)で1回実施すること。
- ④ 研修はマニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
- ⑤ 年に2回は更新機能の内容や効果的な活用方法等、フォローアップ研修をオンラインで実施すること。
- ⑥ 機能更新等により新たに操作を覚える必要があるときは、必要に応じて研修を実施すること。
- ⑦ 上記の実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

7 運用・保守

(1) 運用要件

- ① 本システムの運用時間は、原則として24時間365日とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、緊急の場合を除き、2週間前に本市へ申し入れること。
- ② 保育所、認定こども園及びこども政策課からの問い合わせに対応する、職員向けヘルプデスクを設置すること。

- ③ 職員向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ④ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日9:00～17:00の時間帯の受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本市と協議の上、対応すること。電子メールによる問い合わせは、24時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは、市や施設職員を介さず、本システムによる専用問い合わせフォーム等からの問い合わせを可能とし、24時間受付可能とすること。
- ⑦ 年度末に行う職員の作業(新入園児の登録、職員の異動)負担を軽減するための支援を行うこと。

(2)保守要件

- ① 管理するデータが消失しないよう、1日1回以上サーバのバックアップを取得し、7世代以上保持すること。
- ② 取得したバックアップは稼働中のシステム及びデータと同時に破損しないよう対策を講じること。
- ③ システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ④ クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
- ⑤ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- ⑥ アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

(3)障害対応

- ① 対応窓口を設置し、障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定め、本市に報告すること。
- ② 障害が発生した場合には直ちに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク)の切り分けを実施すること。また、復旧の見込み時間を関係者に報告すること。
- ④ 復旧に必要な情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、発注者の承認後その作業を行うこと。
- ⑤ 上記までの対応にあたり、必要に応じ、関係者等へ速やかに連絡及び依頼をすること。
- ⑥ 調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合は、プログラム修正等の対応作業(再設定・動作確認含む)を実施すること。また、再発防止策を提示すること。
- ⑦ 現に本市において障害が発生していない場合でも、本市と同じシステムを導入している他の団体で障害が発生した場合には、本市への影響調査を実施し、対応を実施すること。

(4)セキュリティ対策

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、ユーザーID ごとに詳細な権限の設定が可能で、権限に合わせて利用機能の制限やデータの取扱いが制御されること。
- ② こども政策課のアカウントは特定の権限を有するものとし、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ③ 本システムと利用者間の通信は SSL/TLS による暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- ④ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24時間365日の死活監視を実施すること。
- ⑤ 本システムを管理するデータセンターは、日本データセンター協会(JDCC)のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ⑥ システムを提供する事業者は、ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。
- ⑦ 受注者は、本市の許可なく業務実施場所から個人情報等(機密情報を含む)の情報資産を持ち出してはならない。

8 留意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 受託者並びに受託者に雇用等及び再委託又は再々委託された者が、故意又は重大な過失により本市又は実施対象園その他関係者に損害を与えた場合は、双方で協議の上、受託者が契約金額の3年分を上限としその賠償の責任を負うものとする。
- ③ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ④ 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然に備えるべき性能及び機能(構造)等については完備していること。
- ⑤ 現システムの再構築又は次期システムの構築・移行にあたり、具体的な方法等に関しては、本市と協議し、実施にあたっては誠意を持って対応すること。
- ⑥ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。